

群馬県障害者スポーツ支援事業県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害者のスポーツへの参加及び障害者スポーツの普及を支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、障害者が群馬県外の国内で開催される障害者スポーツ大会へ参加するために要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとする。なお、補助金の交付については群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象となる大会)

第2条 補助の対象となる大会は、当該年度の4月1日から3月31日までに開催される大会のうち、次の各号に掲げる条件をすべてを満たし、かつ知事が適当と認めるものとする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する大会であること。

ア 国の府省庁が主催若しくは後援し、又は大臣杯が授与される全国大会（これに準ずると知事が認める全国大会を含む。）

イ アに掲げる全国大会の出場資格を得るための大会であって、対象地区に関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の全域が含まれるもの

(2) 県外で開催される大会であること。

(3) 障害者を対象とする大会であること。

2 前項に規定する条件を満たす大会であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は対象外とする。

(1) 学校行事又は施設行事として参加するもの

(2) 全国障害者スポーツ大会及び同大会の関東地区予選大会

(3) 本事業以外から参加費用について支給又は補助金を受けるもの

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、前条に規定する大会への参加に要した経費であり、次の各号に掲げるものとする。

(1) 大会参加料

大会主催者が決定した額で、大会の参加者全員が支払うこととされているもの。

(2) 交通費

鉄道、高速道路、航空機、船舶、乗り合いバス及びタクシーの乗車にかかる経費並びにバスの借り上げ代等。ただし、鉄道の乗車にかかる経費については、座席指定料金（全席座席指定の場合を除く）及び特別車両料金（グリーン料金）は含まないこととし、航空機の搭乗にかかる経費については、普通航空運賃を経費とする。又、交通機関の利用については、原則として下表のとおりとし、これ以外の場合は、申請の前に協議するものとする。

新幹線又は特別急行列車の利用が認められる場合	新幹線等が運行されている路線で片道100km以上
急行列車の利用が認められる場合	急行列車が運行されている路線で片道50km以上

(3) 宿泊費

大会開催日の前日の宿泊分から、大会終了日の宿泊分までのもの。ただし、2泊を上限とする。

(補助対象者及び人員)

第4条 この補助金の対象となる者は、15歳以上の者、かつ、第2条に規定する大会へ所属する団体等を代表して参加する選手及び役員とする。ただし、役員の外に視覚障害者等の介助に必要な引率者も補助対象者とし、その場合は交付申請書（別記様式第1号）にその旨を明記する。

2 団体競技又は複数名参加の場合、補助対象者の人数は20人以内とする。

(補助額)

第5条 補助額は次の各号に定めるものとする。

(1) 第3条第1号に規定する大会参加料の実費2分の1以内の額（1,000円未満四捨五入）

(2) 第3条第2号に規定する交通費の実費2分の1以内の額（1,000円未満四捨五入）

(3) 第3条第3号に規定する宿泊費実費の3分の1以内の額（2泊を上限）、又は補助対象者の人数に4,000円と宿泊日数（2泊を上限）を乗じた額のうちどちらか低い額（1,000円未満四捨五入）

(交付の申請)

第6条 交付の申請は、参加者の所属する団体等の長が行うこととし、交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金調書（別記様式第2号）
 - (2) 参加する大会の実施要綱等の写し
 - (3) 参加予定者名簿（登録後の場合は、参加登録名簿とする）
 - (4) 補助金対象者名簿等（様式任意）
- 2 申請は大会開催前に行うものとする。ただし、前項において定める日までに開催された大会については、大会終了後であっても申請することができるものとする。
- 3 同一大会の個人競技に、所属する団体等から複数で参加し、往復の交通機関又は宿泊先を同じくした場合は、一つの交付申請とする。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条に定める補助金の交付申請書に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは当該補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体等の長は、大会終了後すみやか（ただし、第6条第2項における大会終了後の申請の場合は、交付決定後30日以内）に実績報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。その場合、実績報告には次の各号に掲げる書類を添付しなくてはならない。

- (1) 実績調書（別記様式第4号）
- (2) 参加証明（次のもの全て）
 - ア 大会に実際に参加したことが証明できる書類
 - イ 参加登録名簿等の写し（交付申請時に添付済みの場合は不要）
 - ウ 写真（大会会場で撮影したもの。）
- (3) 経費の証明
 - ア 大会参加費 大会主催者発行の領収書又は参加金額の分かるもの
 - イ 高速道路、航空機、船舶、タクシー、バスの借り上げにかかった経費 領収書（写し及び事業所の受領証明でも可）を添付すること
 - ウ 鉄道、乗り合いバスにかかる経費 乗車区間、経費について記載したもの（申請者が作成し、様式任意とする。）
 - エ 宿泊費 宿泊先発行の領収書（写しでも可）
- (4) 口座振込依頼書（別記様式第5号）

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の実績報告書を審査し、その内容が規則及びこの要綱に適合するものと認めるときは、当該補助金の額を確定するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体等の長がこの要綱に基づき提出した書類に、虚偽の記載があったときは、知事は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支払)

第11条 補助金の支払は実績払いとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成14年7月8日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成17年9月6日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

群馬県障害者スポーツ支援事業交付申請書

令和 年 月 日

群馬県知事 あて

申請団体
住所
団体名
代表者氏名

当団体の会員等が、下記大会に出場するので、補助金を交付して下さい。

大会名：

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 添付書類
(1) 補助金調書(様式第2号)
(2) 参加する大会の実施要綱
(3) 参加予定者名簿
注：登録後の場合は、参加登録名簿を添付すること。
(4) 補助金対象者名簿
- 3 視覚障害者等の介助のための引率者を必要とする場合
(1) 引率者を必要とする理由

(2) 引率者の内訳

職	氏名	年齢	住所	備考※

※障害者の家族等、特記事項があれば備考欄に記入すること。

群馬県障害者スポーツ支援事業補助金調書

1 参加大会

大会名	
開催地	
大会期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加人数	選手 名 ・ 役員等 名 ・ 合計 名

2 申請内訳

(1) 大会参加料

大会参加料実費

() × 1/2 = ① ※1,000円未満四捨五入

(2) 交通費

利用手段(○で囲む)	経路
自家用車 ・ 借り上げバス 新幹線 ・ その他()	

※ 利用手段は該当の手段を○で囲み、その他の場合は()に具体的手段をを記入。

※ 利用区間は「前橋IC~那須IC」「高崎駅~名古屋駅」など、出発地から到着地までの間で補助対象となる区間を記入。

	人数	交通費予算額	Aの1/2の額 ※1,000円未満四捨五入
障害者(割引料金)			/
介助者(通常料金)			
合計		A	②

(3) 宿泊費

人数 B	泊数 C※2泊まで	補助単価 D	(B × C × D)
		1人1泊4,000円	③

3 申請額

大会参加料①	交通費 ②	宿泊費 ③	申請額(①+②+③)

【参考】次年度開催都道府県 []
※現段階で判明している場合に記入してください。

群馬県障害者スポーツ支援事業実績報告書

令和 年 月 日

群馬県知事 へ

申請団体
住所

団体名

代表者氏名

令和 年 月 日付で交付決定のあったこのことについて、別添のとおり大会に参加しました。

大会名：

1 補助金実績額 金 円

2 添付書類

(1) 実績調書（様式第4号）

(2) 参加の証明

注：①大会に実際に参加したことが証明できる書類

②参加登録名簿等の写し（交付申請時に添付済みの場合は不要）

③写真（大会会場で撮影したもの。）

(3) 経費の証明

注：①大会参加費

大会主催者発行の領収書又は参加金額の分かるもの

②高速道路、航空機、船舶、タクシー、バスの借りにかかった経費
領収書（写し及び事業所の受領証明でも可）を添付する。

③鉄道、乗り合いバスにかかる経費

乗車区間、経費について記載したもの。（申請者が作成。様式任意）

④宿泊費

宿泊先発行の領収書（写しでも可）

(4) 口座振込依頼書

注：振込口座名義は必ず申請者名と同一のものとする。

群馬県障害者スポーツ支援事業実績調書

1 参加大会

大会名	
開催地	
大会期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
参加人数	選手 名 ・ 役員等 名 ・ 合計 名

2 実績内訳

(1) 大会参加料

大会参加料実費

確定額

() × 1/2 = ① ※1,000円未満四捨五入

(2) 交通費

利用手段(○で囲む)	経路
自家用車 ・ 借り上げバス 新幹線 ・ その他()	

※ 利用手段は該当の手段を○で囲み、その他の場合は()に具体的手段を記入。
 ※ 利用区間は「前橋IC~那須IC」「高崎駅~名古屋駅」など、出発地から到着地までの間で補助対象となる区間を記入。

	実支払額	実支払額の1/2の額	交付決定額	AとBとを比べて低い額
障害者割引		/		
通常料金				
合計		A ※1,000円未満四捨五入	B	②

(3) 宿泊費 ※2泊まで

人数	泊数	実支払額	実支払額の1/3の額	交付決定額	CとDとを比べて低い額
			C ※1,000円未満四捨五入	D	③

3 確定額

大会参加料①	交通費 ②	宿泊費 ③	確定額計(①+②+③)

【参考】次年度開催都道府県 []
 ※現段階で判明している場合に記入してください。

様式第5号

群馬県障害者スポーツ支援事業口座振込依頼書

令和 年 月 日

群馬県知事

あて

申請団体
住所

団体名

代表者氏名

群馬県障害者スポーツ支援事業にかかる補助金について、下記口座へ入金してください。

記

金融機関名

口座種別 普・当

口座番号

(フリガナ)
口座名義